

堀川南光風苑特別養護老人ホーム運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光風会が設置経営している「にながわ光風苑」のサテライト特養として、「堀川南光風苑」(以下、「施設」という。)を開設する。施設が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員等(以下、「職員」という。)が、要介護状態にある入居者(以下、「入居者」という。)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の趣旨に沿って、入居者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービスに基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ、常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第3条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施 設 長	業務の管理及び職員の統括	1人
(2) 生 活 相 談 員	サービスの調整及び相談業務他	1人
(3) 介 護 職 員	入居者の心身状態の把握及び介助他	1~2人以上
(4) 看 護 職 員	入居者の健康状態の把握他	1人以上
(5) 機能訓練指導員	入居者の機能訓練他	1人
(6) 栄 養 士	入居者の栄養管理他	1人
(7) 介護支援専門員	介護計画の作成他	1人
(8) 医 師	入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行なう	1人
2	前項に定めるもののほか必用に応じその他の職員を置くことができる。	

第3章 利用定員

(入居者の定員)

第4条 施設に入所できる入居者の定員は29人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員1人を超えて入所することはできない。各ユニットの定員は次のとおりとする。

1丁目東	個室10人	2丁目東	個室9人	2丁目南	個室10人
------	-------	------	------	------	-------

第4章 入所及び退所

(入 所)

第5条 施設への入所は、入居者又は入居者が意思表示困難な場合その代理人(以下「入居者等」という)との契約により行なうものとする。

第6条 施設に入所検討委員会を設置し、入所対象となる予定者の状況調査を経た後決定する。

2 新たに入所する入居者等に対しては、事前に面接を行い、施設の利用に関して重要事項説明書をもとに説明し、理解と安心、そして信頼感を抱いてもらうように努めなければならない。

(身上調査及び検診)

第7条 施設長及び医師は、新たに入所した入居者について、心身の状況、個性、経歴、教育程度、技能、境遇、信仰、趣味、嗜好、その他心身に関する調査・検診を行い、これを記録保存しておくものとする。

(退 所)

第8条 次の場合、契約解除及び終了するものとする。

(ア) 入居者等から退所の申し出があったとき

(イ) 入居者が病院等に入院し3ヵ月以上経過したとき、または3ヵ月以上の入院が見込まれるとき

(ウ) 入居者が死亡したとき

(エ) 所定の期間を過ぎても利用料を滞納する場合

(オ) 入居者や家族等から施設や他入居者又は職員に対して、契約を継続しがたい暴力行為及び背信行為があったとき

(カ) 止むを得ない理由により、施設を閉鎖又は縮小する場合

(キ) 入居者が要介護認定の更新で、非該当または要支援とされた場合、または要介護1～2となり、特例的な施設への入所が認められない場合

第4章 施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(基本原則)

第9条 入居者にサービス提供するに当たっては、入居者自らの生活様式や生活習慣に沿って日常生活が営めるよう、社会福祉及び医学、心理学等の知識を活用し、明るい環境のもとで、入居者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるよう心掛けなければならない。

(施設サービス計画の立案)

第10条 施設長は、介護支援専門員に施設サービスの計画作成に関する業務を担当させるものとする。施設サービス計画は、入居者等のニーズおよび要望に沿って作成し、入居者等への説明・同意を得た上で決定する。

2 施設サービス計画は、1年に2回もしくは入居者の状況に応じて見直しを行い、適切に対応するものとする。

(介 護)

第11条 職員は施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排泄・その他日常生活全般において、心身の状況に合わせたケアをしなければいけない。

2 安全面で緊急性がない限り、入居者等の意に沿うよう接し、強要はしない。

- 3 介護用品や介護機器を適切に使用し、できる限り自立に向けた援助をする。
- 4 入浴は週2回以上とする。
- 5 入浴・排泄等の介助時、プライバシーを守る配慮をする。
- 6 常に家族と連絡を取り合い、連携の取れたケアを行う。

(生活相談)

第12条 生活相談員は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等を的確に把握し、精神的に支援するとともに、入居者およびその家族からの相談に適切に応じなければいけない。

(余暇活用)

第13条 読書、音楽、その他の娯楽及びレクリエーション設備の充実に努め、外出、運動等のグループ活動のほかに、個別の活動支援にも努めなければならない。

(寝具等の貸与)

第14条 入居者にはベッド、寝具、その他介護用品を貸与し、排泄用品は支給するものとする。ただし、特定の物品等を希望する場合はその限りではない。

(食事)

第15条 食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 2 医療上の制限のある入居者に対しては、できる限り療養食を用意しなければならない。
- 3 栄養士は、前項の趣旨に基づいてあらかじめ献立を作成し、食品名及び数量を記録整備していくかなければならない。
- 4 調理は献立にしたがって実施し、栄養価の損失を避けるように努めるとともに、衛生的に行わなければならない。
- 5 溫かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供することに努め、盛り付けや配膳・下膳はできる限り職員と一緒にを行い、食事時間にも幅を持たせた柔軟な対応を行う。
- 6 栄養士は栄養スクリーニング、栄養アセスメントを実施し、他職種と協同して入居者一人ひとりの栄養ケア計画を立て、栄養ケア管理に努めなければならない。

(健康管理)

第16条 医師または看護師は、常に入居者の健康に留意し、年1回以上の健康診断を実施して、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 医師は、緊急時を除き、委嘱された日、時に診療にあたるものとする。
- 3 感染症等に対する適切な予防対策および衛生知識の普及指導を行う。

(協力医療機関)

第17条 入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならぬ。また、あらかじめ協力歯科医院を定めておくよう努めなければならない。

(基本利用料)

第18条 施設を利用した場合の利用料は、次のとおり定める。

- (1) 施設利用料は介護保険のユニットの法定利用料に基づく金額とする。
 - (2) 生活困難者には利用料金を軽減する制度を実施する。
 - (3) 保険料滞納による給付制限がある場合、及び介護保険外のサービスがある場合は、全額自己負担とする。
- 2 法定利用料が改定された場合は、その改定に準じて変更とする。

(その他の費用)

第19条 基本料金以外の利用料は次のとおりとする。

(1) 食事負担金は食材料費と調理にかかる費用とし、日額1,710円とする。なお、負担限度額認定を受けている場合は、認定書に記載されている負担限度額とする。

(2) 居住費はユニット個室2,110円とする。なお負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載されている負担限度額とする。入院・外泊7日目以降は負担限度額の適用がされないが、独自軽減措置として負担限度額の適用時と同額とする。

(3) 電気代 テレビ・冷蔵庫(月額各500円)

(4) 希望食

通常の献立とは別に入居者の希望により食事を提供した場合 実費相当額

(5) 理美容サービス 実費相当額

(6) 行政手続代行にかかる諸費用 実費相当額

(7) 貴重品保管管理料 月額500円

(8) 入居者に必要に応じ提供する日用品費及び娯楽費 実費相当額

(9) 福祉車両(車椅子での乗降が可能な物)の貸し出し 燃料相当額

2 その他の費用を変更する場合は、あらかじめ入居者等に対し変更後の額及びその根拠について説明し、同意を得なければならない。

第5章 施設利用にあたっての留意事項

(秩序及び親睦)

第20条 入居者等は、個々人の信条・生活を認めつつ、相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第21条 入居者等は、外出および外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第22条 入居者等は、努めて健康に留意するものとし、施設で行なう健康診断は特別の理由がない限り受けることを原則とする。

(身上変更の届出)

第23条 入居者等は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに変更手続きを行う。

(施設内禁止行為)

第24条 入居者等は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) ケンカ、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- (3) ホームの秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (4) 故意、又は無断で設備及び備品等を破損すること。

(損害賠償)

第25条 入居者等は、故意又は過失によって設備及び備品等を破損し、施設に損害を与える、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償又は原状に復元しなければならない。

2 損害賠償の額は、入居者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

第6章 緊急時、非常時の対応

(緊急時における対応方法)

第26条 サービス提供中に利用者的心身の状況に異変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは医療機関に連絡し適切な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第27条 サービス提供中により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに入居者の家族等に連絡する。

(非常災害対策)

第28条 施設長は、非常その他急迫の事態に備えるべく、非常用設備が有効に機能するよう努めるとともに、あらかじめ対策を立て、少なくとも年2回、入居者および職員の避難訓練を行なうものとする。また、関係機関への通報及び連絡体制の整備に努める。

第7章 その他運営に関する留意事項

(地域社会との連携)

第29条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力をを行うなど、地域との交流に努める。入居者は地域社会の一員であることから、近隣住民やボランティアとの交流等を通して、積極的に地域社会との交流を深めなければならない。

(守秘義務)

第30条 業務に従事する者は、正当な理由なくその業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはいけない。

2 従事していた者が正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏すことのないよう、必要な措置を講ずる。

3 居宅介護支援事業者等に対して入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により、入居者等の同意を得る。

(苦情受付)

第31条 施設は苦情受付の担当を明示すると共に、その対処にあたっては適正に行なわなければならぬ。

2 処理内容については、公開することを原則とする。

(身体拘束等の禁止)

第32条 施設は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束廃止に関する指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

(虐待の防止のための措置)

第33条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じ

るものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を次のとおり実施する。
 - 一 採用時研修
 - 二 継続研修 年2回以上
 - (4) 虐待防止に関する責任者を選定し、前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に当施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力する。

（ハラスメントへの対応）

第34条 職員が利用者やご家族等からハラスメントを受けた場合には、施設は事実を確認し、適切な措置を講ずるものとする。

（賠償責任）

第35条 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。ただし、事業者の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

（記録の整備）

第36条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（改正）

第37条 この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人光風会理事会の議決を経るものとする。

附 則 この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和5年12月1日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和6年8月1日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和6年12月1日から施行する。